## 令和元年度第2回三重県障がい者差別解消支援協議会概要

日時:令和2年2月14日(金)13時30分から15時30分場所:三重県身体障害者総合福祉センター大研修会室

- 1 (1) 合理的配慮等の具体例集について (条例第13条に基づく事例の具体化)
  - (2) 県等の相談件数の状況について
  - (3) 当事者団体の相談件数の状況について

≪事務局より、資料1-1から資料2-3に基づき説明≫

## ≪委員からの主な意見≫

・この事例集はホームページなどで閲覧できるようになるのか?これを見た方がこういった内容 で問い合わせや相談ができるとわかってもらうということ?

相談をしたいと思っても、どこの相談窓口に問い合わせればいいのか分からないと躊躇してしまう。

事例集の中で、どこに相談をしたのか、こういった内容ならここに相談するというような最初 の窓口を記載してもらえると相談しやすくなるのでは。

⇒ (障がい福祉課) 本日の会議で見ていただき、よければ冊子の形で条例のホームページにあげます。前回会議で示した事例もすでに協議会のホームページにあげてあります。

出前トークなど普及啓発にも活用していきます。

対応した窓口を表示することも大切だと思うので検討します。

・医療サービス分野の事例で8月にも予防接種の際の代筆の事例があった。今回も同じような事 例が出ている。病院での周知が足りないのではと思う。

各病院に会報を配布している。このような広報の仕方もあるので検討してほしい。

- ⇒ (議長) ぜひお願いしたい。
- ・企業の合理的配慮、障がいをお持ちの方の採用や定着問題等々について、いろいろと苦労して おり資金面での悩みもある。この事例集には雇用分野の事例がない。違う分野のところにある のか?
- ⇒ (障がい福祉課)雇用分野の相談も県の窓口にいただくが、就労、雇用の分野に関する障がい を理由とする差別的取扱いや合理的配慮の部分は、障害者雇用促進法で規定しているので、主 にハローワークや労働局につなぐ形で対応しています。

雇用の分野の事例は厚生労働省のホームページのQ&A集や事例集に出ています。県のホームページに、雇用の分野の事例集へのリンクを掲載したいと考えています。

・資料 2 - 1 の 49 ページの表で令和元年度の「その他」の件数が 20 件で、「行政機関等」と比べると 5 倍ぐらいになっている。前年比でもかなりの増加。どんな傾向があったか?

⇒ (障がい福祉課) 4月から専任の相談窓口を設けたため、新しい相談窓口の選択肢になっているのだと思います。

障害者差別解消法や県条例に基づく不当な差別的取扱いや合理的配慮に関するものではない部分の、障がいがある方々の日常の困りごとなどの相談が増えています。

事項2で「その他の事例」をまとめたものを説明します。

・聴覚障がい者は会社に入ってからの環境改善に関する相談が多い。

聴覚障がい者が雇用され社内で変わったことなど良いこともある。聞こえない人にはどのような配慮が必要なのか?という良い例を公表してほしい。合理的配慮がある事業所に対して表彰のような制度を作るのはどうか?

今日、この会議に来る前に受けた相談。県内在住のろう者が県外でアパートを借りるのに不動産業者とメールで見学希望のやり取りをしたが、「聴覚障がいだから」と言う理由で断られた。 県外の不動産業者の話なので県外に相談するのか?それとも、住民票のある三重県に相談するのか?

- ⇒ (障がい福祉課) まず三重県に相談いただき、県外の関係部署と連絡を取り合って、宅建業協会などに働きかけて是正を求めるという方法があると思います。
- ・県が一丸となって取り組んでもらっているが、各市町の窓口も市民の想いが届きやすいところ。 県と市町が一体となるように、例えば相談窓口連絡会みたいな機会を持ってはどうか?
- ⇒ (障がい福祉課) いきなり県へ相談するより身近な市町の窓口に、と思う方もいると思う。情報共有の場としても検討したいと思います。
- 2 条例第33条に基づく相談事業の処理状況の検証について
- ≪事務局より、資料3-1から資料3-3に基づき説明≫
- ≪委員からの主な意見≫
- ・音声や点字による試験になりつつあるという例があったが、視覚障がい者の就労はまだまだ門 戸が狭い。視覚障がいがあっても何ができるのかなどの理解が進むようお願いしたい。
- ・障害者差別解消法ができ4年近く経ち、事例集、専任窓口など整備されつつあるが、社会モデルや障がい特性などの理解を市民に周知する方法として、関係者以外の人にも見てもらえるようなわかりやすい資料があればと思う。
- ・ハローワークや労働局相談を受けたその事例、解決に至った事例、さらに課題となっている事 例の紹介があると情報共有できるのでは?

## ⇒ (労働局)

平成 28 年の条例施行当時と比べると、周知・理解が進んでいます。企業側から定着に関する相談も増加しています。高齢・障害・求職者雇用支援機構(障害者雇用事例リファレンスサービス)で検索すると全国の雇用に関する合理的配慮事例が 600 ぐらい出ています。障がい者の雇

用分野の事例は障がい種別で2,000ぐらいあります。

雇用の分野の相談や虐待事例は、ハローワークや県・市町で相談を受けた時に、労働局でも関わり、場合によっては事業所指導などしています。

例えば身体的な虐待や精神的な部分などわかりにくい場合は、「じっくり聞く」「どうしていくかを一緒に考える」仕組みの必要性を感じています。

様々な課題に対して1人ひとり違う問題として受け止めたい。

・三重県で指定難病の受給者証を持っているのが、1万3380人ぐらい。

そのうち、障害者手帳を持っているのが25%ぐらい。うち就労しているのが33%。

先日テレワークのことを聞きに行ったが、特例子会社なので障害者手帳がないと駄目と言われた。

企業で働いていても、自分の特性など言えないというのが現実。そういった多くの相談を受け ている。

・医療同意について。本人がいるところで代筆してもらうのは法的に有効。 この内規自体がおかしい。家族も身元引受人もいない人はどうなるのか? 厚生労働省から「身寄りがない人への入院及び医療に関わる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が出ており、昨年6月に、厚生労働省から医療機関に周知されている。 厚生労働省のホームページからダウンロードできる。

・虐待防止法と差別解消法は背中合わせだと感じている。

66ページの相談事例の5で「障がいに対する配慮がなく」は差別解消、「辛く当たられます」と主張されると虐待防止になる。

障がいのある方の訴えが何かを見極めて関わる必要があると思う。

・65ページのその他の事例について。差別かどうかと言う相談が多い。

「聞いてもらえるところ」も必要だと思う。65 ページ事例 3、不快なことを誰に言われたかで 差別になるのかただの不満になるのか変わってくる。どういうことをどこに相談できる、と明 確にすることが大切。

- ・代筆の件について。金融機関やマイナンバーの取得など、知的障がいで自分の名前が書けない と対応してもらえないこともある。関係機関の方や専門家の方々にそういったところでの合理 的配慮についても検討いただきたい。
- 3 (1) 市町の障がい者差別解消地域支援協議会の設置等、体制整備の状況について
  - (2) 関係機関相談窓口等について
- ≪事務局より、資料4-1から資料6-2に基づき説明≫
- ≪委員からの主な意見≫

・弁護士会の相談窓口でのFAX番号公開の件について、引き続き検討をいただいてるということで、ありがとうございます。

弁護士会のホームページの方にはFAX番号が掲載されているとのことで、もしこちらに相談を受けた際にはその情報を伝えたい。

コロナウイルスの相談窓口は電話だけというケースが多い。 FAXで受けてもらえるとありが たいので、県のほうからも働きかけていただければと思う。

・子供が選挙権のある年齢となったが、名前が書けないので投票したい人に投票ができないかもしれないと思っている。

本人が意思表示をすることで投票ができるシステムがあればと思う。

⇒ (障がい福祉課) 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の第 30 条で、選挙等における投票の支援という条文があります。

選挙は市町で行われるが、県から市町に技術的な助言を行うという条文があります。

投票については代理投票という制度がありますので、実際に運営する市町の選挙管理委員会に 事前にご相談いただければと思います。

県の選挙管理委員会にも、市町の選挙管理委員会への周知をするよう伝えます。

・投票する時、立候補者の顔写真があると入れたいと思った人に間違わずに投票できるのではと 思う。検討いただきたい。